

平成24年11月7日
株式会社 山梨中央銀行

金融円滑化への取り組みのなお一層の強化について

平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「金融円滑化法」といいます)が来年3月末をもって期限を迎えることとなりますが、株式会社山梨中央銀行(頭取 進藤 中)は、引き続き全役職員をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいりますのでお知らせします。

(1) 当行は、地域社会の繁栄と経済発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮して、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。

(2) 当行は、引き続き必要に応じて外部専門家や外部機関、他金融機関等と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。

また、こうした基本的な取り組みは、金融円滑化法の期限到来後も堅持してまいります。

(3) 当行は、引き続きコンサルティング機能を発揮していくために、お客さまごとの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って積極的に提案してまいります。

また、お客さまが抱える経営課題は様々であり、そうした課題の解決には相応の時間がかかることを十分認識し、金融円滑化法終了までに最終的な解決を求めるということではなく、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

以上